

パシフィックテクノカレッジ 学則

2026年4月



学校法人 パシフィックテクノカレッジ学園

学校法人 パシフィックテクノカレッジ学園
パシフィックテクノカレッジ 学則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、パシフィックテクノカレッジ(以下「学校」という)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校の目的)

第2条 学校は教育基本法、学校教育法、その他教育に関する法令に基づき高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して個性的で広い視野を持った人間味豊かで総合的な判断力を持った技術者を育成する。

(名称、位置等)

第3条 学校の名称、位置、学科、定員、学級数及び修業年限は別表1に定めるところによる。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日 から 9月30日 まで

後期 10月1日 から 3月31日 まで

(休 業 日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(4) 春季、夏季及び冬季の休業日は、経営会議の議決を経て学校長が別に定める。

2 学校長は、とくに必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織等

(教育課程、授業時数)

第6条 教育課程及び授業時数は、別表2のとおりとする。

2 別表2に定める授業時数の1単位時間は、50分とし、卒業までに履修させる。

3 課外活動を行い、学校が認めた場合、当該活動が実施された日の授業科目を出席扱いとする。

(授業時数の単位数への換算)

第7条 授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては20時間をもって1単位、実習にあつては40時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績評価は、学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の80%に達しない者は、その科目について評価を受けることが出来ない。

2 評価は前期末成績会議においては素点、学年末成績会議における評定はA、B、C、Fで行う。評定は100点満点を基準とし下記のとおりとする。

A：85点以上

B：70～84点

C：50～69点

F：49点以下（不合格）

(始業及び終業時刻)

- 第9条 授業の始業及び終業時刻は、次の時間内に定めるものとする。
午前9時00分 から 午後5時00分 まで

(教職員組織)

- 第10条 学校の教職員組織は次のとおりとする。
- | | |
|------|------|
| 学校長 | 1名 |
| 教員 | 8名以上 |
| 講師 | 1名以上 |
| 事務職員 | 1名以上 |
- ただし、必要に応じて副学校長をおくことができる。
- 2 学校長は、公務を掌り所属職員を統督する。

第4章 入学、休学、復学および退学

(入学資格)

- 第11条 入学資格は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学手続き及び入学許可)

- 第12条 選考に合格した者は、学校の定める期日までに第22条に定める入学金及び学費（授業料・設備費）を添えて手続きをとらなければならない。
- 2 学校長は、入学手続きを完了した者に対し入学を許可する。

(入学許可の取り消し)

- 第13条 入学を許可された者が所定の期日までに第12条に規定する手続きを行わないときは、学校長は入学を取り消すことができる。

(編入学)

- 第14条 第2学年次に編入学することのできる者は、前学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると学校長が認めた者とする。
- 2 前項の編入学は、原則として学年の始めにおいて選考の上、許可することができる。
- 3 編入学を許可された者については、第11条の規定を準用するものとする。

(休学)

- 第15条 病気その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学することができず休学しようとする者は、医師の診断書又はその事由を記載した書面を、学校長に、提出しなければならない。
- 2 学校長は前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。
- 3 休学の期間は3ヶ月以上1年以内とする。
- 4 休学した者が引続き、第1項の手続きにより休学を願い出たときは、学校長は前項の規定にかかわらず当該休学を通算して2年以内の期間に限り延長することができる。
- 5 休学者は休学期間中、学校が定める所定の在籍料を納入しなければならない。
- 6 学校長は前項の休学期間が満了し、なお復学の見込みのない者は、これを除籍することができる。

(復学)

- 第16条 休学中の者で休学の事由が消滅し、復学しようとする者は、医師の診断書などその他その事由を証する書類を添えて学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は前項の事由が適当であると認めるときは、復学を許可する。
- 3 復学を許可された者は、2月末までに休学中の授業料充当分を除く授業料を添えて、手続きをとらなければならない。
- 4 復学は4月1日からとし、年度途中の復学は認めない。

(転科)

- 第17条 転科を希望する者があるときは、学校長は選考の上転科を許可することができる。
- 2 転科の時期は、学年の始めとする。

(退 学)

- 第18条 病気その他の事由により退学する者は、その事由を記載した書類を学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は前項の事由が適当であると認めるときは、退学を許可する。
 - 3 学費及び学納金にて未納金分がある者は、速やかに未納金分を支払わなければならない。
 - 4 年度途中で退学を希望した場合、既に納入した学費及び学納金は返還しない。

(除 籍)

- 第19条 学費（授業料・設備費）その他の学納金を滞納した者は、退学を許可せず、除籍することができる。

第5章 教育課程の修了及び卒業の認定

(認定の基準)

- 第20条 教育の課程の修了、および卒業は所定の教育課程を履習し、その成果が満足できるものと認められる場合に、その学生を認定する。
なお、認定は理事長、学校長、総務課長、教務課長、各学科の全職員で構成する成績判定会議にて決定する。
- 2 卒業・進級の認定は、諸試験（前・後期試験及び中間考査）、論文、課題、学習態度、出席時数（年間授業時数の80%以上）を評定して行う。
 - 3 自動車整備士養成施設にあっては、2年間で実技1143時間、学科572時間を下回らないこととする。
 - 4 学校長は卒業を認定した学生に対して卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第21条 前条により、次に掲げる工業専門課程の各学科を修了したのものには、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（学校教育法【昭和22年法律第26号】第131条の2）により専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

課 程	学 科
工業専門課程	航 空 ビ ジ ネ ス 科
工業専門課程	電 気 機 械 科
工業専門課程	建 築 学 科
工業専門課程	自 動 車 整 備 科

第6章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料)

- 第22条 入学金及び学費（授業料・設備費）は、別表3に定めるところによる。
- 2 既に納入した学納金は、返還しない。ただし、入学前（3月31日）までに入学の辞退を申出た者については、入学金を除き学費（授業料・設備費）のみ返還する。

(休学者の授業料、在籍料)

- 第23条 学則第15条に基づき休学するものは、休学期間中の在籍料として、次の在籍料を休学手続きの際、全額納入するものとする。
- ①休学期間が7カ月以上1年以内の場合 4万円
 - ②休学期間が6カ月以内の場合 2万円
- 2 休学する者に対して、休学期間中の授業料は、復学後の授業料に充当する。
①充当額の計算（授業料 ÷ 12ヶ月 × 休学月数）
 - 3 第15条に基づき休学を許可された者が、休学期間が満了しても復学の見込みがない場合は、休学期間中の授業料は返還しない。

(卒業延期者の学費)

- 第24条 卒業延期となった者は、卒業認定された日に属する月までの授業料を納入しなければならない。
(授業料 ÷ 12ヶ月 × 卒延月数)

(原級留置者の学費)

第25条 原級留置となった者の前学年度の授業料は、原級留置年度には適用されない。但し入学金は必要としない。

(編入学、再入学、転入学者の学費)

第26条 編入学、再入学、転入学した者は、本規定第22条に定めた入学金及び学費(授業料・設備費)を納入しなければならない。但し、本校からの学生については入学金は免除する。

(学費未納者)

第27条 学費(授業料・設備費)その他の納付金未納者には卒業証書及び関係証明書等は発行しない。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第28条 学校長は、学業、性行その他について優秀な生徒を表彰し又は特待することができる。

(懲 戒)

第29条 学校長は教育上必要があると認めるときは適切な懲戒を行うことができる。

- 2 懲戒のうち進路変更、停学訓告は学校長が行う。
- 3 前項の進路変更は次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - ② 学力不振怠学で成業の見込みがないと認められる者。
 - ③ 学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者。
 - ④ 正当な理由なく出席が常でない者。

第8章 学 生 自 治 会

(運営目的)

第30条 学生自治会運営目的は、学生相互の親睦を図り、自治会活動を促進し楽しく意義ある、学校生活を創造することを目的とする。

(活 動)

第31条 学生自治会活動は、学生が主体となり運営活動する。

(学生自治会費)

第32条 学生自治会活動を活性化するため学生自治会費を年1回入学時及び進級時に徴収する。学生自治会費は、年度あたり1万3千円とする。

第9章 自動車通学及び学生駐車場

(自動車通学)

第33条 通学は公共交通機関使用を基本とし、やむを得なく自動車通学を希望する学生は、申請書を提出し学校長の許可を得なければならない。

(学生駐車場)

第34条 学生駐車場利用を希望する学生は、「自動車通学及び学院駐車場利用許可願」を提出し学校長の許可を得なければならない。

(学生駐車場管理規程)

第35条 自動車通学及び学生駐車場運用については、本校の学生駐車場管理規程に基づくものとする。

第10章 細則

(細 則)

第36条 この学則の施行に関し必要な細則は、学校長が定める。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成11年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成14年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成16年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成17年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成24年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成26年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成27年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成28年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成29年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成30年4月1日から実施する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から実施する。

附 則
この学則は令和2年4月1日から実施する。

附 則
この学則は令和3年4月1日から実施する。

附 則
この学則は令和4年4月1日から実施する。

附 則
この学則は令和5年4月1日から実施する。

附 則
この学則は令和6年4月1日から実施する。

附 則
この学則は令和7年4月1日から実施する。

附 則
この学則は令和8年4月1日から実施する。

別表 1

(第3条関係)

(名称) パシフィックテクノカレッジ

(位置) 沖縄県宜野湾市真志喜3丁目29番1号

課程名	学科名	修業年限	定員	学級数	総定員	昼・夜間部等の区分	備考
工業専門課程	航空 ビジネス科	2年	15	2	30	昼間部	1学年1学級
工業専門課程	電気機械科	2年	15	2	30	昼間部	1学年1学級
工業専門課程	建築学科	2年	30	2	60	昼間部	1学年1学級
工業専門課程	自動車整備科	2年	50	4	100	昼間部	1学年2学級

別表2 教育課程表

工業専門課程 航空ビジネス科

(1年次40週)

授 業 科 目	年 間 授 業 時 数			週 間 授 業 時 数						
	講 義	実 習	合 計	講 義		実 習		研	合 計	
	授業時数	授業時数	授業時数	前期	後期	前期	後期		前期	後期
	(単位数)	(単位数)	(単位数)	20	20	20	20		20	20
航 空 力 学 I	39 (2)		39 (2)	1	1				1	1
発 動 機 I	78 (4)		78 (4)	2	2				2	2
機 体 構 造 I	117 (4)		117 (4)	3	3				3	3
航 空 法 規 I	59 (3)		59 (3)	2	1				2	1
エアラインオペレーション I	78 (4)		78 (4)	2	2				2	2
基 本 技 術 I	39 (2)		39 (2)	1	1				1	1
航 空 燃 料	78 (4)		78 (4)	2	2				2	2
航 空 無 線 I	97 (5)		97 (5)	2	3				2	3
英 語 I	117 (6)		117 (6)	3	3				3	3
TOEIC I	117 (6)		117 (6)	3	3				3	3
基 本 作 業 I		117 (3)	117 (3)			3	3		3	3
コンピュータ基礎		78 (2)	78 (2)			2	2		2	2
就 職 実 務 I	78 (4)		78 (4)	2	2				2	2
就 職 対 策 I	78 (4)		78 (4)	2	2				2	2
企 業 研 修		30	30						0	0
合 計	975 (50)	225 (5)	1,200 (55)	25	25	5	5	0	30	30

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

工業専門課程 航空ビジネス科

(2年次40週)

授 業 科 目	年 間 授 業 時 数			週 間 授 業 時 数						
	講 義	実 習	合 計	講 義		実 習		研	合 計	
	授業時数	授業時数	授業時数	前期	後期	前期	後期		前期	後期
	(単位数)	(単位数)	(単位数)	20	20	20	20		20	20
航 空 力 学 II	40 (2)		40 (2)	1	1				1	1
発 動 機 II	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
機 体 構 造 II	100 (5)		100 (5)	2	3				2	3
航 空 法 規 II	100 (5)		100 (5)	2	3				2	3
エアラインオペレーション II	120 (6)		120 (6)	3	3				3	3
航 空 安 全	40 (2)		40 (2)	1	1				1	1
基 本 技 術 II	40 (2)		40 (2)	1	1				1	1
航 空 無 線 II	180 (9)		180 (9)	4	5				4	5
英 語 II	160 (8)		160 (8)	4	4				4	4
TOEIC II	160 (8)		160 (8)	4	4				4	4
基 本 作 業 II		160 (4)	160 (4)			5	3		5	3
就 職 実 務 II	20 (2)		20 (2)	1	0				1	0
合 計	1,040 (54)	160 (4)	1,200 (58)	25	27	5	3		30	30

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

工業専門課程 電気機械科

(1年次40週)

授 業 科 目	年 間 授 業 時 数			週 間 授 業 時 数						
	講 義	実 習	合 計	講 義		実 習		研	合 計	
	授業時数	授業時数	授業時数	前期	後期	前期	後期		前期	後期
	(単位数)	(単位数)	(単位数)	20	20	20	20		20	20
電 気 理 論 I	40 (2)		40 (2)	2	0				2	0
原 動 機 I	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
管 工 事 施 工 管 理 I	40 (2)		40 (2)	0	2				0	2
電 気 工 事 施 工 管 理 I	40 (2)		40 (2)	0	2				0	2
消 防 設 備 士 対 策 I	100 (5)		100 (5)	2	3				2	3
冷 凍 機 I	40 (2)		40 (2)	0	2				0	2
電 気 工 事 士 対 策 I	100 (5)		100 (5)	3	2				3	2
危 険 物 取 扱 者 対 策 I	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
コ ン プ ュ ー タ 概 論		80 (2)	80 (2)			2	2		2	2
電 気 機 械 製 図 I		160 (4)	160 (4)			4	4		4	4
実 習 I		360 (9)	360 (9)			12	6		12	6
就 職 対 策	20 (1)		20 (1)	0	1				0	1
就 職 実 務 I	60 (3)		60 (3)	1	2				1	2
合 計	600 (30)	600 (15)	1,200 (45)	12	18	18	12	0	30	30

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

工業専門課程 電気機械科

(2年次40週)

授 業 科 目	年 間 授 業 時 数			週 間 授 業 時 数						
	講 義	実 習	合 計	講 義		実 習		研	合 計	
	授業時数 (単位数)	授業時数 (単位数)	授業時数 (単位数)	前期	後期	前期	後期		前期	後期
				20	20	20	20		20	20
電 気 理 論 II	20 (1)		20 (1)	1	0				1	0
管 工 事 施 工 管 理 II	136 (7)		136 (7)	3	4				3	4
原 動 機 II	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
電 気 工 事 施 工 管 理 II	116 (6)		116 (6)	4	2				4	2
消 防 設 備 士 対 策 II	117 (6)		117 (6)	3	3				3	3
冷 凍 機 II	118 (6)		118 (6)	2	4				2	4
電 気 工 事 士 対 策 II	57 (3)		57 (3)	3	0				3	0
危 険 物 取 扱 者 対 策 II	40 (2)		40 (2)	2	0				2	0
電 気 機 械 製 図 II		78 (2)	78 (2)			2	2		2	2
実 習 II		360 (9)	360 (9)			6	12		6	12
就 職 実 務 II	60 (3)		60 (3)	2	2				2	2
企 業 研 修		18	18						0	0
合 計	744 (38)	456 (11)	1,200 (49)	22	17	8	14	0	30	31

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

工業専門課程 建築学科

(1年次40週)

授 業 科 目	年 間 授 業 時 数			週 間 授 業 時 数						
	講 義	実 習	合 計	講 義		実 習		研	合 計	
	授業時数	授業時数	授業時数	前期	後期	前期	後期		前期	後期
	(単位数)	(単位数)	(単位数)	20	20	20	20		20	20
建 築 計 画 I	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
建 築 施 工 I	120 (6)		120 (6)	3	3				3	3
構 造 力 学 I	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
建 築 環 境 I	40 (2)		40 (2)	1	1				1	1
一 般 構 造 I	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
建 築 法 規 I	80 (4)		80 (4)	2	2				2	2
建 築 材 料 I	20 (1)		20 (1)	1					1	0
建 築 設 備 I	40 (2)		40 (2)	1	1				1	1
造 形 演 習		80 (2)	80 (2)			2	2		2	2
実 習 I		120 (3)	120 (3)			3	3		3	3
建 築 設 計 製 図 I		240 (6)	240 (6)			6	6		6	6
C A D 演 習 I		80 (2)	80 (2)			2	2		2	2
コ ン プ ュ ー タ 概 論		80 (2)	80 (2)			2	2		2	2
就 職 実 務 I	60 (3)		60 (3)	1	2				1	2
合 計	600 (30)	600 (15)	1,200 (45)	15	15	15	15	0	30	30

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

工業専門課程 建築学科

(2年次40週)

授 業 科 目	年 間 授 業 時 数			週 間 授 業 時 数						
	講 義	実 習	合 計	講 義		実 習		研	合 計	
	授業時数	授業時数	授業時数	前期	後期	前期	後期		前期	後期
	(単位数)	(単位数)	(単位数)	20	20	20	20		20	20
建 築 計 画 II	117 (6)		117 (6)	3	3				3	3
建 築 施 工 II	117 (6)		117 (6)	3	3				3	3
構 造 力 学 II	78 (4)		78 (4)	2	2				2	2
一 般 構 造 II	78 (4)		78 (4)	2	2				2	2
建 築 法 規 II	117 (6)		117 (6)	3	3				3	3
建 築 材 料 II	39 (2)		39 (2)	1	1				1	1
建 築 設 備 II	19 (1)		19 (1)		1				0	1
実 習 II		234 (6)	234 (6)			6	6		6	6
建 築 設 計 製 図 II		234 (6)	234 (6)			6	6		6	6
CAD 演 習 II		78 (2)	78 (2)			2	2		2	2
就 職 実 務 II	59 (3)		59 (3)	2	1				2	1
企 業 研 修		30	30			30			30	0
合 計	624 (32)	576 (14)	1,200 (46)	16	16	44	14	0	30	30

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

工業専門課程 自動車整備科

(1年次40週)

授 業 科 目	年 間 時 数			週 間 時 数													
	講 義	実 習	合 計	講 義				実 習				研 修	試	合 計			
	授業時数	授業時数	授業時数	前期		後期		前期		後期				前期		後期	
	(単位数)	(単位数)	(単位数)	8	12	12	8	8	12	12	8	1	1	8	12	12	8
構造及び性能 (シャシ)	108 (5)		108 (5)	2	2	4	3							2	2	4	3
構造及び性能 (エンジン)	117 (6)		117 (6)	3	3	3	3							3	3	3	3
自動車力学	78 (4)		78 (4)	2	2	2	2							2	2	2	2
自動車電気・電装	125 (6)		125 (6)	3	3	3	4							3	3	3	4
燃料・潤滑剤油脂	20 (1)		20 (1)	1	1									1	1		
自動車材料	19 (1)		19 (1)			1	1									1	1
製 図	20 (1)		20 (1)	1	1									1	1		
整備機器	20 (1)		20 (1)	1	1									1	1		
基礎実習 I		117 (3)	117 (3)					3	3	3	3			3	3	3	3
基礎実習 II		546 (14)	546 (14)					14	14	14	14			14	14	14	14
企業研修		35	35														
就職実務 I	78 (4)		78 (4)	2	2	2	2							2	2	2	2
合 計	585 (29)	698 (17)	1,283 (46)	15	15	15	15	17	17	17	17			32	32	32	32

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

工業専門課程 自動車整備科

(2年次40週)

授 業 科 目	年 間 時 数			週 間 時 数												
	講 義	実 習	合 計	講 義				実 習				試	合 計			
	授業時数	授業時数	授業時数	前期		後期		前期		後期			前期		後期	
	(単位数)	(単位数)	(単位数)	8	12	12	8	8	12	12	8		8	12	12	8
電子制御装置 (エンジン)	40 (2)		40 (2)	2	2								2	2		
電子制御装置 (シャシ)	40 (2)		40 (2)	2	2								2	2		
性 能	20 (1)		20 (1)	1	1								1	1		
電子制御装置 (モータ)	20 (1)		20 (1)	1	1								1	1		
エンジン整備法	20 (1)		20 (1)	1	1								1	1		
シャシ整備法	20 (1)		20 (1)	1	1								1	1		
電装整備法	20 (1)		20 (1)	1	1								1	1		
故障探求	24 (1)		24 (1)			2									2	
対策授業	192 (10)		192 (10)			8	12								8	12
検査法	32 (2)		32 (2)	1	1	1							1	1	1	
関係法規	32 (2)		32 (2)	1	1	1							1	1	1	
応用実習		840 (21)	840 (21)					21	21	21	21		21	21	21	21
就職実務II	20 (1)		20 (1)	1	1								1	1		
合 計	480 (24)	840 (21)	1,320 (45)	12	12	12	12	21	21	21	21		33	33	33	33

注) 教育課程表の授業科目及び時数は、カリキュラム編成の際に変更になる場合もある。

別表3

(第22条関係)

学科名	入学金	授業料	設備費	合計
航空ビジネス科	150,000	800,000	100,000	1,050,000
電気機械科	150,000	800,000	100,000	1,050,000
建築学科	150,000	800,000	100,000	1,050,000
自動車整備科	150,000	850,000	150,000	1,150,000